

## 「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」の一部改正について

### 1. 背景

国土交通省では、一定の航法能力を有する航空機の航行を前提とする航法精度を指定した広域航法（RNAV）を導入するため、当該航法を航空法第83条の2の規定に基づく特別な方式による航行として位置づけ、その許可基準として「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」を制定している。

現在、当該許可基準において RNAV10、RNAV5、RNAV1/2、P-RNAV及び RNP APCH\*の5種類の基準を設定しているが、今年夏以降に洋上の管制間隔の短縮が予定されていることから、これに対応する基準を整備する必要がある。

\*：RNP とは、機上での性能監視及び警報機能にかかる要件が含まれる RNAV を意味する。

### 2. 許可基準の制定方針

我が国の RNAV については、国際的に調和した運航方式を導入することとしており、現行基準についても、原則として ICAO マニュアル「Performance-Based Navigation Manual」（Doc 9613：以下「PBN マニュアル」という。）\*\*に準拠して制定している。今後導入する基準についても、PBN マニュアルにおいて RNP4 航行基準として既に制定されていることから、これに準拠して制定することとする。

\*\*：現在最終ドラフトが制定された段階であり、その内容は以下で公開されている。

<http://www.icao.int/icao/en/anb/meetings/perf2007/Documentation.htm>

ICAO 事務局からは、当該マニュアルによる指針を使用し、各締約国において RNAV 整備に取り組むよう要請する公文書が発出されている。

### 3. 許可基準の内容

別添のとおり、RNP4 航行基準として定め、「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」（平成 19 年国空航第 195 号・国空機第 249 号）の附属書 6 とする。